

## 2011年5月議会 議案に対する討論

2011年6月17日

塚本 正弘

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、ただいま行われました委員長報告のうち、

[議案第74号](#) 大津市総合保健センター条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第75号](#) 大津市つどいの広場条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第77号](#) 大津市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

各議案に対する反対討論を行います。

はじめに、議案第74号 大津市総合保健センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。来年度からセンターにおける健診事業を見直し、結核健診をセンターの事業から除き、健康増進コースやエックス線一般撮影受託検査などを廃止、事業に女性健診を位置づけるとともに、健康運動教室、健康トレーニング、体力測定等、運動実践室等で行われるコースを指定管理者により行わせようとするものであります。

この間、国は住民の基本的な健康診断を自治体の行政から切り離して、健康保険の保険者に実施をさせ、保健指導なども民間事業者に担わせるなどの政策を進めてきました。

しかし、このような状況の中でも、私は大津市が総合保健センターや保健所などを中心として、市内の医療機関と連携をとって、市民の健康の保持と増進、疾病の予防などを総合的に進めていく役割を最大限果たしていく必要があると考えるものであります。

今回の健診の一部廃止や民間事業者への指定管理などは、このような方向と逆行すると考えるものであり、反対するものであります。

次に、議案第75号 大津市つどいの広場条例の一部を改正する条例の制定についてですが、木戸と東部のつどいの広場の管理運営を指定管理者に行わせようとするものであります。

現在、大津市のゆめっこや市内の保育園に委託をして行っている子育て支援センターなどは、市の直営、民間委託という形で行われております。私たち議員団は、これまでも保育所などの子育てについては市が直接責任を負うべきとして、指定管理に反対をしまいましたが、子育て支援センターについても、市の関与が薄くなる指定管理者制度は導入すべきではないと考えます。

また、地域の団体や特性を生かした運営については、従来のような部分委託という方法でも可能であると考えられるものであり、この議案に反対するものであります。

最後に、議案第77号 大津市斎場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。志賀聖苑に葬祭場を新たに設置することについては賛成すべきものと考えますが、市営葬儀を廃止して、火葬場と葬儀場を指定管理することについては、現時点では賛成することはできません。

昨年来、市営葬儀の業者委託による不正請求事件に端を発して、葬儀事業のあり方が見直され、市営葬儀廃止という方針が出されました。私たち議員団は、長年にわたって市民から低廉で安心な葬儀ができるとして、市営葬儀に大きな信頼を寄せられてきたことを重視し、市営葬儀の中での費用負担の透明化、また関連事業者の公平な参入機会の確保、一般会計からの繰り出し基準の見直しなどを求めてまいりました。

今般、規格葬儀という形で、大津市として葬儀事業へ一定の関与をする中で市民の安心を担保するとしておりますが、実施をするのは民間の事業者となり、市の責任は限定的なものとなります。これで本当に市民が安心できる制度となるかどうかは心配であります。

市民の願いに応じて、引き続き市営葬儀を残すことを求めて、この条例改正案に反対をするものであります。